

大津市教育委員会とびわこ学院大学との相互協力に関する協定書

大津市教育委員会（以下「甲」という。）とびわこ学院大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流による連携を図り、社会貢献及び学生の資質向上を目的とした相互連携協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲および乙は、次の事項について、相互に連携協力するものとする。

- （1）教育に関すること
- （2）科学に関する知識の普及啓発に関すること
- （3）科学を通じた生涯学習機会の提供及び社会教育の推進に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 本協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月14日

甲 大津市御陵町3番1号
大津市教育委員会
教育長



乙 東近江市布施町29

びわこ学院大学 学長

